

よくある質問

【質問内容及び回答】

令和7年4月30日現在

質問内容	回答
○ 特産品を大隅地域外で PR するイベントを企画していますが、補助対象になりますか。 (令和7年4月22日)	○ 大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）以外で実施する取組は対象外です。
○ 参加者から入場料を取るイベントも補助対象になりますか。(令和7年4月22日)	○ 対象の取組による収入がある場合、支出から収入を除いた自己負担分が対象になります。
○ 他団体主催の食のイベントに出展し、大隅の食材を PR したいのですが、出展料は補助対象になりますか。(令和7年4月22日)	○ 補助対象者の自主的な取組が対象となりますので、他者主催イベント出展料は対象外です。 ※ 他団体と共催するイベントにかかる費用の自己負担分は対象となります。
○ 町内会の催し、イベントは補助対象となりますか。(令和7年4月22日)	○ 団体内部向け催し、イベントは対象外です。で、基本的に町内会の催しは対象外となります。参加者を町内会に限定せず、広く募って行う場合は対象となる可能性があります。
○ 地域活性化のイベントを企業が実施する場合、補助対象となりますか。 (令和7年4月22日)	○ 実施主体が営利目的の企業である場合、イベントの趣旨が営利目的でなくとも対象外です（買物弱者への買物支援の取組を除く）。
○ 企業（スーパー経営）で買物弱者を支援する移動販売の実施を検討していますが、補助対象となりますか。(令和7年4月22日)	○ 買物弱者への買物支援の取組については、企業や個人事業主の取組も対象となります。
○ 県外の先進地の取組を、自分たちの参考にするための視察に行きたいと考えています。視察費用は補助対象となりますか。 (令和7年4月22日)	○ 大隅地域での取組と見なせないため対象外です。視察した結果、大隅地域内で取り組む活動の経費であれば対象となります。

質問内容	回答
○ イベントのために団体の構成員に購入してもらった物品の購入店からの領収書を、当該構成員が紛失してしまいました。購入金額と同額の領収書を構成員から団体に出してもらい、団体が当該構成員から購入したという形で処理すれば、補助対象経費として認められますか。 (令和7年4月22日) ○ 地域活性化のためにマルシェイベントを、地元の市の補助金も活用して実施したいと考えていますが、地域課題解決活動支援事業でも補助対象となりますか。(令和7年4月30日)	○ 内部支出となりますので経費として認められません。購入店からの領収書は紛失しないよう注意してください。 ○ 地元自治体や国、県の他事業等から補助を受けている場合は、本事業では補助対象になりません。